

【資料編】

第1章 開発許可関係例規集

1 都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（法第34条第12号）

平成13年12月26日
（藤沢市）条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号の規定による開発行為の許可の基準及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項の建築等の許可の基準を定めるものとする。

（平成15条例26・平成19条例45・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 線引き 法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張されたことをいう。
- (2) 専用住宅 一戸建ての住宅であつて居住の用途以外の用途に供する部分がないものをいう。
- (3) 兼用住宅 一戸建ての住宅であつて建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項第2号に該当するものをいう。
- (4) 予定建築物 開発区域内において予定される建築物をいう。

（法第34条第12号の規定による開発許可の基準）

第3条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から土地を所有している者（当該線引きの際に当該市街化調整区域内の土地を所有していた者の直系血族であつて当該線引きの日以後に当該土地を相続又は贈与により承継した者を含み、農家（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第3項に規定する農家をいう。以下同じ。）に属する者に限る。以下「農家に属する土地所有者」という。）の親族（農家に属する土地所有者と住居及び生計を一にしていたことがある者に限る。）が、当該市街化調整区域において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、当該市街化調整区域内の当該土地（以下「対象土地」という。）のうち集落内又は集落に近接する区域にある土地において、自己の居住の用に供する専用住宅（敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であるものに限る。）を建築することを目的として行う開発行為
- (2) 前号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者（以下「農家を離れた者」という。）と住居及び生計を一にしていたことがある者（農家を離れた者の1親等の血族に限る。）が、市街化調整区域において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、対象土地のうち集落内又は集落に近接する区域にある土地（農家を離れた者が承継したのものに限る。）において、自己の居住の用に供する専用住宅（敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であるものに限る。）を建築することを目的として行う開発行為
- (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業の施行に伴い、当

該事業を施行する者(以下「事業施行者」という。)の要請に基づき、建築物(専用住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は地区集会所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体の集会の用に供する建築物をいう。以下同じ。))を移転し、又は除却して当該建築物と同一の用途の建築物を建築する必要がある場合(移転し、又は除却する建築物(以下「対象建築物」という。))の敷地(以下「対象敷地」という。))が市街化区域内にある場合にあつては、市街化区域内の土地に建築することにより、経済活動又は社会生活における利益又は利便を著しく損なうこととなると認められる場合に限る。)に、対象敷地を中心とした半径5メートルの円で囲まれる区域その他対象敷地と一体的な日常生活圏を構成していると認められる区域内の土地であつて事業施行者があつせんしたものにおいて、敷地面積及び延べ面積が対象建築物と同程度の建築物であつて、次のアからウまでのいずれかに該当するものを建築することを目的として行う開発行為

ア 専用住宅

イ 兼用住宅又は地区集会所であつて、敷地が幅員4メートル以上の道路に接しているもの

ウ 長屋又は共同住宅であつて、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの

(ア) 敷地が幅員4メートル以上の道路に接していること。

(イ) 予定戸数が対象建築物の戸数以下であること。

(4) 専用住宅又は兼用住宅(以下「専用住宅等」という。)であつて、当該専用住宅等の敷地の存する市街化調整区域に係る線引きの日前からあるもの又は当該線引きの日以後に法第3章第1節の規定による許可を受けて建築されたものを増築し、又は改築する目的で行う開発行為で予定建築物が次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 増築し、又は改築する前の建築物と同じ用途であること。

イ 敷地面積の増加を伴わないこと。ただし、自己の居住の用に供するものである場合において、増加後の敷地面積が300平方メートル未満であるときは、この限りでない。

(5) 半径100メートルの円で囲まれる区域においておおむね100(市街化区域に近接する地域にあつてはおおむね50)以上の建築物が存する地域又はおおむね100(市街化区域に近接する地域にあつては、おおむね50)以上の建築物が敷地相互間の間隔が50メートル(開発行為を行おうとする土地と当該土地に最も近い建築物の敷地との間隔にあつては、25メートル)以内で連たんする地域内に存する土地であつて、当該土地の存する市街化調整区域に係る線引きの日前から宅地であることが明らかであると認められるものにおいて行う次のア又はイに掲げる開発行為。ただし、当該開発行為が区画の変更を伴う場合にあつては、予定建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものを建築することを目的として行う開発行為(開発区域の面積が3,000平方メートル未満であるものに限る。)

(ア) 専用住宅

(イ) 長屋又は共同住宅であつて、次のaからdまでのいずれにも該当するもの

a 敷地が幅員4メートル以上の道路に接していること又は開発行為等により敷地が幅員4メートル以上の道路に接することが明らかであると認められること。

b 各戸の床面積(バルコニーの床面積を除く。)が50平方メートル以上であること。

c 樹木等の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が、100分の10以上であると認められること。

d 開発区域内に、予定戸数以上の区画数の駐車場が確保されていること。

イ 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(専用住宅、長屋及び共同住宅を除く。)を建築することを目的として行う開発行為(開発区域の面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。)

(平成19条例45・平成19条例16・平成22条例21・平成28条例9・平成29条例3・一部改正)

(政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項の許可の基準)

第4条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1号から第3号までのいずれかの開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物

(2) 前条第4号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物(改築に係るものに限る。)

(3) 前条第5号の開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物(同号ア(ア)又は(イ)に該当するものにあつては敷地面積が3,000平方メートル未満であるものに限る。、同号イに規定する建築物にあつては敷地面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。)

(平成15条例26・旧第4条繰下・一部改正、平成19条例45・旧第5条繰上・一部改正、平成19条例16・平成22条例21・平成28条例9・平成29条例3・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号)第1条の規定による改正前の法第34条第10号ロに該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者は、当該許可に係る開発行為が第3条第1号に定める基準に該当する場合における同条第2号の規定の適用については、同条第1号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。

(平成19条例45・一部改正)

3 施行日前に政令第36条第1項第3号ホに該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者は、当該許可に係る建築物(新築に係るものに限る。)が第3条第1号の開発行為に係る予定建築物の要件に該当する場合における同条第2号の規定の適用については、同条第1号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。

4 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の法第43条第1項第6号ロの規定(都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)により確認を受けて建築された建築物は、第3条第4号の規定の適用については、法第3章第1節の規定による許可を受けて建築された建築物とみなす。

附 則(平成15年条例第26号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第45号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成19年条例第16号)

この条例は、藤沢都市計画文化の森地区地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による告示があつた日から施行する。

附 則(平成22年条例第21号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5号並びに第4条第1号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可(以下「開発許可等」という。)の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第9号)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2号及び第5号並びに第4条第3号の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可(以下「開発許可等」という。)の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（神奈川県）

（昭和45年5月30日神奈川県規則第62号）

（趣旨）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為等の規制に関する手続等については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（事務の委任）

第2条 都市計画法（以下「法」という。）、都市計画法施行令（以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所所管区域内において行われる開発行為等の規制に関する次に掲げる事務（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。この場合において、開発行為等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該開発行為等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長の長に委任する。

- （1） 法第29条の規定により開発行為を許可すること。
- （2） 法第34条第13号の規定により既存の権利者の届出を受理すること。
- （3） 法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により開発審査会の議を経ること。
- （4） 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
- （5） 法第35条の2第1項の規定により開発行為の変更を許可すること。
- （6） 法第35条の2第3項の規定により開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。
- （7） 法第36条第1項の規定により工事の完了の届出を受理すること。
- （8） 法第36条第2項の規定により工事を検査し、及び検査済証を交付すること。
- （9） 法第36条第3項の規定により工事が完了した旨を公告すること。
- （10） 法第37条第1号の規定により建築制限等を緩和すること。
- （11） 法第38条の規定により開発行為に関する工事の廃止の届出を受理すること。
- （12） 法第41条第1項（法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の建蔽率等を指定すること。
- （13） 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項の規定により建築等を許可すること。
- （14） 法第42条第2項の規定により国の機関と協議すること。
- （15） 法第43条第3項の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
- （16） 法第45条の規定により許可に基づく地位の承継を承認すること。
- （17） 法第46条の規定により登録簿を調製し、及び保管すること。
- （18） 法第47条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）から第5項まで（法第34条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により登録簿に登録し、付記し、及び修正を加え、並びに登録簿を閲覧に供するように保管し、及びその写しを交付すること。
- （19） 法第80条第1項の規定により報告及び資料の提出を求め、並びに勧告及び助言をすること。
- （20） 法第81条第1項の規定により許可の取消し等の監督処分をすること。
- （21） 法第81条第3項の規定により同条第1項の規定による命令をした旨を公示すること。
- （22） 法第82条第1項の規定により土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。
- （23） 政令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経ること。
- （24） 省令第37条の規定により登録簿を閉鎖すること。
- （25） 省令第60条第1項の規定により書面（法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面を除く。）を交付すること。

一部改正〔昭和46年規則31号・102号・47年34号・50年37号・52年45号・57年13号・61年9号・62年16号・63年4号・42号・平成元年55号・3年7号・5年40号・69号・6年154号・8年45号・9年77号・12年107号・142号・13年16号・89号・121号・14年9号・15年30号・17年38号・19年114号・24年63号・31年24号・令和4年53号〕

(設計説明書の様式等)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、第1号様式によるもの及び実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図とする。

(開発行為の施行等の同意書の様式)

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、第2号様式とする。

(設計者の資格に関する申告書の様式)

第5条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類は、第3号様式とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第6条 法第30条第1項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合には第6号及び第7号に掲げる書類を、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)である場合には第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類を、その他の開発行為である場合には第3号及び第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 当該開発区域の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (3) 設計概要書(第4号様式)
- (4) 実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (5) 土地利用面積表
- (6) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第5号様式)
- (7) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)
- (8) その他土木事務所長(鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内においては知事。以下同じ。)が必要と認める書類

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・69号・9年77号・12年107号・142号・13年16号・14年9号・15年30号・17年38号〕

(法第34条第13号の規定による届出)

第7条 法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(第7号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成5年規則69号・19年114号〕

(開発行為変更許可申請書の様式等)

第8条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、第7号様式の2とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 第6条各号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更となるもの
- (2) その他土木事務所長が必要と認める図書

追加〔平成5年規則69号〕、一部改正〔平成9年規則77号〕

(開発行為の変更届出)

第8条の2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(第7号様式の3)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第28条の4第1号に規定する予定建築物等の敷地の形状の変更にあつては、その内容を明示した図面

- (2) その他土木事務所長が必要と認める図書

追加〔平成5年規則69号〕、一部改正〔平成9年規則77号〕

(建築制限解除の承認の申請)

第8条の3 法第37条第1号の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書(第7号様式の4)に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

- (1) 概要説明書(第7号様式の5)
- (2) 土地利用計画図(当該解除申請に係る建築物の位置を明示したもの)
- (3) 案内図
- (4) 配置図
- (5) 建築物平面図
- (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

追加〔平成12年規則107号〕、一部改正〔令和4年規則53号〕

(工事着手の届出)

第9条 法第29条の許可(以下「開発許可」という。)を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに工事着手届(第8号様式)により土木事務所長に届け出なければならない。一部改正〔平成5年規則40号・69号・9年77号・31年24号〕

(工事完了届出書等の添付図書)

第10条 省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、工事完了図又は公共施設工事完了図のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、次に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (2) 当該開発区域内の土地の地番目録

2 前項の工事完了図及び公共施設工事完了図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	500分の1以上
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500分の1以上

一部改正〔昭和50年規則37号〕

(工事完了公告の方法)

第11条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、神奈川県公報に登載することにより行なうものとする。

一部改正〔昭和46年規則102号・47年34号・57年13号・61年9号・62年16号・63年4号・平成元年55号・3年7号・12年107号〕

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書)

第12条 省令第32条の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添えなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
- (2) 廃止時における当該土地の状況

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

第13条 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第9号様式)に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

- (1) 建築物等概要書(第10号様式)
- (2) 付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示すること。)
- (3) 敷地現況図(敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。)
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図(許可の申請が建築物の高さに係る場合に限る。)
- (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・69号・9年77号・19年114号〕

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第14条 法第42条第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第11号様式)に前条各号に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・9年77号〕

(建築物等の新築等の許可申請書の添付図書)

第15条 省令第34条第1項の申請書には、第13条第1号、第4号及び第5号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 当該敷地に係る土地の登記事項証明書
- (2) 当該敷地に係る土地の公図の写し
- (3) その他土木事務所長が必要と認める書類

全部改正〔昭和50年規則37号〕、一部改正〔平成5年規則40号・9年77号・17年38号〕
(許可に基づく地位の承継の届出)

第16条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく地位承継届(第12号様式)に当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて土木事務所に届け出なければならない。

一部改正〔平成5年規則40号・9年77号〕

(許可に基づく地位の承継の承認申請)

第16条の2 法第45条の規定により承認を受けようとする者は、開発許可承認申請書(第12号様式の2)に次に掲げる図書を添えて土木事務所に申請しなければならない。

- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第5号様式)
- (2) 権原を取得したことを証する書類
- (3) 工事の施行状況に関する書類
- (4) 開発区域位置図
- (5) その他土木事務所が必要と認める書類

追加〔平成12年規則107号〕

(開発登録簿の調書の様式)

第17条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書は、第13号様式とする。

(工事施行状況の報告書の提出等)

第18条 法第29条又は法第35条の2第1項の許可を受けた開発行為及び法第35条の2第3項の届出に係る開発行為に関する工事の施行者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、速やかに次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を土木事務所に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
表土の保全工事	保全の状況
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
切土又は盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置 4 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 底版又は床版の配筋
土木事務所長が指定する工事	土木事務所長が必要と認め、指定する工程

2 前項の工事施行者は、同項の表に掲げる工事のうち、土木事務所長が指定する工事については、その指定した工程に達する日の2日前までにその工程に達する旨を土木事務所長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・69号・9年77号・19年114号・24年63号〕

(開発許可済等の標識の掲示)

第19条 開発許可を受けた者は、当該開発区域の主要な取付道路の付近その他の工事現場の見やすい場所に、開発許可済の標識(第14号様式)を土木事務所長が指示する期間掲示しておかなければならない。

2 法第43条第1項の許可(以下「建築等許可」という。)を受けた者は、当該許可に係る建築等の工事現場の見やすい場所に、建築等許可済の標識(第14号様式の2)を当該工事が完了するまでの期間掲示しておかなければならない。

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・69号・9年77号・31年24号〕

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)

第20条 省令第60条第1項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者が、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(第15号様式)に当該計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則37号・平成5年40号・69号・9年77号・12年107号・13年89号・令和4年53号〕

(身分証明書の様式)

第21条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、第16号様式とする。

(開発行為許可申請書等の提出部数)

第22条 法第30条第1項及び第35条の2第2項、省令第34条第1項並びに第8条の2第1項、第8条の3、第13条、第14条及び第16条の2の申請書、届出書及びその添付図書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。ただし、施行地区をその区域に含む市町が2以上あるときは、副本の部数は、当該市町の数に1を加えた数とする。

一部改正〔昭和50年規則37号・57年13号・平成5年69号・8年10号・12年107号・13年89号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔昭和50年規則37号〕

2 本則(第1条、第2条第1項第2号、第3号、第12号(法第43条第1項の規定により建築等を許可する部分に限る。))、第14号及び第18号から第22号まで、第2条の2から第2条の4まで、第7条、第15条、第15条の2、第19条第2項、第20条、第21条から第23条まで並びに第25条を除く。)の規定は、法附則第4項の場合について準用する。

追加〔昭和50年規則37号〕、一部改正〔昭和63年規則4号・平成5年64号・69号〕

附 則(昭和46年2月12日規則第9号)

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日規則第31号)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この規則施行前になされた申請、届出その他の手続でこの規則施行の際まだ処理がなされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和46年9月17日規則第102号)

この規則は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和46年10月15日規則第110号)

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月24日規則第34号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月8日規則第11号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月19日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年5月16日規則第45号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第18条、第21条、第23条及び第39条に規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和53年10月24日規則第80号)

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日規則第13号)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県横須賀三浦地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後鎌倉市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、鎌倉市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和61年3月11日規則第9号)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知事、神奈川県湘南地区行政センター所長又は神奈川県西湘地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後小田原市長又は茅ヶ崎市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、それぞれ小田原市長又は茅ヶ崎市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和62年3月20日規則第16号)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県湘南地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後平塚市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、平塚市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

3 前項に規定するものを除き、この規則の施行前に行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和63年2月23日規則第4号）

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県中央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後厚木市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、厚木市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（昭和63年6月7日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第55号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県中央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後大和市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成3年3月1日規則第7号）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の規定（中略）に基づき現に知事又は神奈川県湘南地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後秦野市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、秦野市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成5年3月31日規則第40号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の行為でこの規則の施行の日以後地区行政センター所長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年5月28日規則第64号）

この規則は、平成5年6月25日から施行する。

附 則（平成5年6月25日規則第69号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等についての第1条の規定による改正後の神奈川県宅地造成等規制法施行細則（以下「改正後の宅地造成規則」という。）第1条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる事務は、改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。

3 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定により横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

4 施行日前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等についての第2条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下「改正後の開発行為の規制に関する規則」という。）第2条第1項第4号から第10号まで、第12号（都市計画法第41条第2項ただし書の規定により建築等を許可する部分に限る。）、第15号から第21号までに掲げる事務は、改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。

5 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定により横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

6 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月30日規則第154号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月19日規則第10号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第45号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第77号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に第1条から第4条までに規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の

手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。

3 第3条の規定による改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第107号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年10月31日規則第142号）

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日規則第153号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第16号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月15日規則第89号）

1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。

2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）附則第6条第2項に規定する確認に関する事務（鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市及び厚木市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。

附 則（平成13年10月19日規則第121号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年2月22日規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第30号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第16号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第114号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年5月11日規則第63号）

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第2条に1号を加える改正規定の施行の日前に知事に対してなされた都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の申請（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われたものを除く。）で、第2条に1号を加える改正規定の施行の際まだその処理がなされていないものは、同日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請とみなす。

3 改正後の第18条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項に規定する申請を行い、同法第29条の許可を受けた開発行為（当該許可を受けた後に同法第35条の2第1項の許可を受けたもの及び同法第35条の2第3項に規定する届出に係るものを含む。）に関する工事の施行者について適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分を除く。）は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年8月9日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
設 計 説 明 書

設計の方針										
工区計画	工区の名称		工 区 面 積		着 手 予 定 年 月 日			完 了 予 定 年 月 日		
			m ²							
開土発地区域内の現況	区域区分 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	地域地区	用 途 地 域				その他の地域地区			
区 域 内 現 況	地目別の概要		宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	その他	計		
		面 積	m ²							
		比 率	%	%	%	%	%	100 %		
土地利用計画			宅地等用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他の用地	計			
	面 積	m ²								
	比 率	%	%	%	%	%	100 %			
街区の設計計画	街 区 数	街区	最大街区面積		m	街区最長辺長		m		
	最大区画面積	m ²	最小区画面積		m ²	平均区画面積		m ²		
	予定建築物等の用途					そ の 他		計		
	区 画 数 (戸数)									
公共施設用地の内訳		道路用地	公園用地	排水施設用地	その他の用地	計				
	面 積	m ²								
	開発区域の面積に対する比率	%	%	%	%	%				
公益的施設用地の内訳	名 称					その他の用地		計		
	面 積	m ²								
	開発区域の面積に対する比率	%	%	%	%	%	%			

- 備考1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。
- 2 区画数欄には、予定建築物の用途が住宅の場合は、住宅の戸数を括弧書きで記入してください。
- 3 公益的施設用地の内訳の欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入してください。

第1号様式付表1 (第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

従前の公共施設一覧表						従前の公共施設の有無		有	無
従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替え、拡幅等の別	概要			管理者の名称	所有者の名称	摘要	
			幅員(管径)	延長	面積				
			m	m	m ²				

- 備考 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
2 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

第1号様式付表2 (第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

新設する公共施設一覧表						新設する公共施設の有無		有	無
新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概要			管理者となるべき者の名称	所有者となるべき者の名称	摘要		
		幅員(管径)	延長	面積					
		m	m	m ²					

- 備考 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入してください。

第1号様式付表3 (第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

付替えに係る公共施設一覧表					付替えに係る公共施設の 有無	有 無
従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における 従前の公共施設用 地の帰属	摘 要
名 称	新旧対 照図に 付した 番号	土地所有者 の名称	名 称	新旧対 照図に 付した 番号		

備考 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。
2 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する新設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

第2号様式 (第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名 殿

権利者 住 所
氏 名 ④
電話番号

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要
		m ²		

第2号様式付表（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	地目	面積 m ²	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要

- 備考
- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入してください。
 - 2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
 - 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えてください。
 - 4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

第3号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事 殿
(神奈川県 土木事務所長)

設計者 住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第31条に規定する設計者の資格について申告します。

建 築 士 の 法 定 資 格	資 格 内 容		取 得 年 月 日		登 録 又 は 合 格 の 番 号
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士(部門) <input type="checkbox"/> その他()		年 月 日		
学 歴	学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地		修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間 (合 計 年 月)	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	工 事 施 行 場 所	面 積 ㎡	許 認 可 の 番 号 及 び 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条の該当資格				<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	イロハニホヘトチ

- 備考 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。
 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。
 3 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を有することを証する書類を添えてください。

第4号様式（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）
設 計 概 要 書

設計の方針										
工区計画		工区の名称		工区面積		着手予定年月日		完了予定年月日		
				㎡						
開発区域内の土地の現況	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域		地域地区	用途地域			その他の地域地区		
		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域								
	<input type="checkbox"/> その他の区域									
地目別の概要			宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	合計		
	面積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	比率		%	%	%	%	%	100%		
土地利用計画			宅地等用地	公共施設用地				その他の用地	合計	
				道路用地	排水施設用地	その他の用地	小計			
	面積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
比率		%	%	%	%	%	%	100%		
公共施設一覧表										
従前、新設の別	公共施設の名 称	新旧対照図に付した番号	廃止、替 付、替 え、拡 幅等の 別	概 要			管理者 の名称	所有者 の名称	摘 要	
				幅員 (管径)	延長	面積				
				m	m	㎡				

- 備考 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。
- 2 公共施設の所有者と管理者が異なる場合は、摘要の欄に所有者の名称を記入してください。
- 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。

第5号様式(第6条、第16条の2関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人(うち土木建築関係技術者 人)					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
工事監理者の住所及び氏名						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積 ㎡	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
					第 年 月 日号	年 月 着工 年 月 完了
					第 年 月 日号	年 月 着工 年 月 完了
					第 年 月 日号	年 月 着工 年 月 完了
					第 年 月 日号	年 月 着工 年 月 完了

- 備考 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、履歴書)
 - (3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

第6号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
工事施行者 住 所
氏 名
電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千 円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千 円	事業税	千 円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任 技術者の住所及び氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅 等 地 造 成 工 事 歴	注 文 主 の 氏 名	元 請、下 請 の 別	工 事 施 行 場 所	面 積	許 認 可 年 月 日	完 了 年 月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- 備考 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）
 - (3) 事業経歴書

第7号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は、業 務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目	農地転用の許可(届出) の年月日及び番号 年 月 日 第 号
	4 地 積	m ²
5	権利を有していた 目的	
6	権利の種類及び内 容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	その他必要事項	
※ 処 理 欄		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第7号様式の2(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の変更の許可を申請します。

年 月 日

神奈川県知事 殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	㎡
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの及びその他のものの別	
	法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当号及び該当する理由	
その他必要な事項		
開発許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料欄		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当号及び該当する理由の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
 3 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
 4 開発行為の変更の概要（その他必要な事項を除く。）の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

第7号様式の3(第8条の2関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿
(神奈川県 土木事務所長)

届出者 住 所
氏 名
電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定により、次のとおり開発行為の許可事項の軽微な変更をしたので、届け出ます。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 開発許可の許可年月日及び番号

年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

第7号様式の5(第8条の3関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

概 要 説 明 書

建築主 住 所 [法人にあつては、所在地、]
氏 名 [名称及び代表者の氏名]

開発行為に関する工事が完了する以前に、建築行為を行う理由					
使用開始 予定年月日	年 月 日				
敷地の地名地番					
主要用途		構 造			
敷地面積	平方メートル	建 設 率	パーセント		
建築面積	平方メートル				
延べ面積	平方メートル	最高の高さ	メートル		
建築物棟別概要 (一つの敷地に2棟以上建築する場合のみ記入して下さい。)					
棟 番 号	用 途	構 造	建 築 面 積	延 べ 面 積	最高の高さ
			平方メートル	平方メートル	メートル

備考 この用紙は区画ごとに別紙としてください。

第8号様式(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

工 事 着 手 届

年 月 日

神 奈 川 県 知 事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

届出者 住 所 (法人にあつては、所
氏 名 (在地、名称及び代表
者の氏名)

電話番号

次のとおり開発行為に関する工事に着手したので、届け出ます。

開発許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地 域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事 施行 者	住 所 電話番号
	氏 名
工 事 監 理 者	住 所 電話番号
	氏 名
	連 絡 場 所 電話番号
	資 格 、 免 許 等
※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第9号様式(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

建築物特例許可申請書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり建築物の許可を申請します。

1	開発許可(協議)の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	定められた制限の内容	
3	建築物の用途	
4	建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
5	許可を受ける具体的内容	
6	申請の内容	
※	受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※	許可に付した条件	
※	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※		※ 手数料欄

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第11号様式(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、次のとおり予定建築物等以外の建築物(特定工作物)の新築(新設、への改築、への用途の変更)の許可を申請します。

1	開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	予定建築物の用途	
3	土地の所在及び地番	
4	新築(新設)、改築又は用途の変更後の建築物等の用途	
5	都市計画法第34条(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の該当する号及び理由	
6	新築(新設)、改築又は用途の変更の理由	
※	受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※	許可に付した条件	
※	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※		※ 手数料欄

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第12号様式の2(第16条の2関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発許可承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 神奈川県知事 (神奈川県 土木事務所長) 殿 申請者 住 所 [法人にあつては、所在地、] 氏 名 [名称及び代表者の氏名] 電話番号		※手数料欄
1 開発許可番号	年 月 日 第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 被承継人住所氏名		
4 自己の居住又は自己の業務の用に供するものその他のものの別		
5 工事を施行する権原の取得年月日	年 月 日	
6 工事着手予定年月日	年 月 日	
7 工事完了予定年月日	年 月 日	
8 工事の現況		
※受付番号	年 月 日 第 号	
※承認番号	年 月 日 第 号	
※		

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 次の図書を添付してください。
 (1) 申請者の資力・信用に関する書類
 (2) 工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 (3) 工事の施行状況に関する書類
 (4) 開発区域位置図

第13号様式(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開 発 登 録 簿

No.

(調書)

市町名		番号	
-----	--	----	--

開発許可 (協議)	許可(協議)番号	第	号	許可を受けた者 (協議をした者)	住所		
	許可(協議)年月日	年	月		日	氏名	
承継	承認番号	第	号	承継人	住所		
	承認年月日	年	月		日	氏名	
当初許可 (協議)	開発区域に含まれる地域の名称						
	開発区域の総面積			m ²	工区面積		
	工区数		工区				
	予定建築物の用途					区域・地域等	
	都市計画法第41条の規定による制限の内容						
変更の許可 (協議)	変更の許可(協議)番号		変更の許可(協議)年月日		変更の内容		
変更の届出	変更の届出年月日				届出の内容		
工事完了検	工区名	検査済証番号	検査済証交付年月日	工事完了公告年月日	摘要(公共施設の場合は、その名称)		
備考							

備考 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第34条の2第2項又は同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)若しくは同法第42条第1項ただし書の規定による許可又は同条第2項の規定による協議を行った場合には、許可年月日、許可番号等を備考欄に記入すること。

第14号様式(都市計画法による開発許可済の標識)(第19条関係)

60cm以上	
都市計画法による開発許可済の標識	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可した者	
許可を受けた者の住所及び氏名	電話 ()
工事施行者の住所及び氏名	電話 ()
開発区域に含まれる地域の名称	
予定建築物の用途	
工事監理者の氏名	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
検査済証交付年月日及び検査済証番号	年 月 日 第 号
備考 この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、 に 備えてある開発登録簿をごらんください。	

※この様式は、平成20年4月1日現在のものであり、変更あり。

第15号様式(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

建築物 等に 関する 事項	敷地の所在及び地番				
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	用途地域		
	開発許可等の年月日及び番号	年 月 日	第 号 ()		
	都市計画法第41条による制限の内容	年 月 日	第 号 ()		
	建築(建設)計画の概要	開発行為	有 無	開発区域の面積	m ²
		用 途		敷地面積	m ²
		工事の種別		建築面積 (禁造面積)	m ²
その他必要事項					
※					

- 備考 1 建築確認申請書の写しを添えてください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

第16号様式(第21条関係)(表)(用紙 縦6.0センチメートル 横8.5センチメートル)

の同意書の様式)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職

氏 名

年 月 日生

上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事
(神奈川県 土木事務所長) 印

(裏)

都 市 計 画 法 (抜粋)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（抜粋）

平成20年12月26日
（藤沢市）条例第19号

第4章 都市計画法に基づく開発許可の基準

（道路に関する技術的細目の制限の強化）

第44条 法第33条第3項の規定による道路に関する技術的細目において定められた制限の強化については、次のとおりとする。

- (1) 予定建築物（用途が住宅であるものに限る。）の敷地に接するように配置されている開発区域内の道路の延長が100メートル以下の小区間で通行上支障がない場合における当該道路の幅員の最低限度は、別表第7の左欄及び中欄に掲げる開発区域の規模等及び道路の延長の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める道路の幅員（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が同表の右欄に定める値を超える場合には、当該幅員）とする。
- (2) 道路の構造は、次のとおりとする。ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認めるときは、この限りでない。
 - ア 道路は、アスファルト・コンクリート又はセメント・コンクリートによる舗装とする。
 - イ 縦断勾配が9パーセントを超える道路は、滑止めの措置が講じられた舗装とする。
- (3) 道路の街角の切取りは、次のとおりとする。
 - ア 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路の曲がり角は、当該道路の両端が街角の切取りの長さが3メートル以上である構造とする。ただし、当該道路の交差角が120度以上であり、かつ、その交差部分から直近の屈曲部までの長さが3メートル以上である場合は、この限りでない。
 - イ アの規定にかかわらず、地形の状況その他やむを得ない状況により、当該道路の両端に街角の切取りを行うことができないときは、当該道路の片端に街角の切取りの長さが4.5メートル以上の構造とすることができる。

（公園に関する技術的細目の制限の強化）

第45条 法第33条第3項の規定による公園に関する技術的細目において定められた制限の強化については、次のとおりとする。

- (1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、次に定めるとおりとする。
 - ア 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類の種類は、公園とする。
 - イ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上2ヘクタール未満の開発行為にあつては、設置すべき公園、緑地又は広場の数は、1とする。
 - ウ 開発区域の面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、設置すべき公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度は、1,000平方メートルとする。
 - エ 設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、共同住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6パーセント、一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては5パーセントとする。
 - オ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては5パーセントとする。
- (2) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるとおりとする。

る。

ア 設置すべき公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度は、1,000平方メートルとする。

イ 設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、共同住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6パーセント、一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては5パーセントとする。

ウ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては5パーセントとする。

(3)公園の利用者の安全の確保を図るために必要な措置は、出入口に車止め又は利用者が公園から飛び出すことを防止する柵及び公園の外周(出入口に係る部分を除く。)に柵を設置することとする。ただし、公園の利用者の安全上支障がないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。

(住宅の敷地面積の最低限度)

第46条 法第33条第4項に規定する予定される建築物の用途は、住宅とし、当該建築物の敷地面積の最低限度は、別表第8の左欄に掲げる用途地域等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

2 前項の建築物の敷地が別表第8の左欄に掲げる区分のうち2以上の区分に該当する場合においては、その敷地の部分のうち最大面積を有する部分に該当する区分にその敷地のすべてが存するものとして、同項の規定を適用する。

別表第7（第44条関係）

開発区域の規模等		道路の延長	道路の幅員
階数が2以下の共同住宅又は一戸建ての住宅	2,000平方メートル未満	70メートル以下	4.5メートル
		70メートルを超え100メートル以下	5メートル
	2,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	100メートル以下	5メートル
階数が3以上の共同住宅	1,000平方メートル未満	70メートル以下	4.5メートル
		70メートルを超え100メートル以下	5メートル
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	100メートル以下	5メートル

別表第8（第46条関係）

用途地域等	宅地規模
風致地区（法第8条第1項第7号に規定する風致地区をいう。以下同じ。）に指定されている地区外の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	120平方メートル
風致地区に指定されている地区内の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	130平方メートル
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域以外の市街化区域で1,000平方メートル未満	100平方メートル
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域以外の市街化区域で1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	110平方メートル
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域以外の市街化区域で3,000平方メートル以上	120平方メートル

4 定期借地権を活用した開発行為により設置される道路の取扱い基準

(平成10年4月1日施行) (神奈川県)

第1 (趣旨)

この基準は、平成9年3月28日付け建設省経民発第13号「定期借地権を活用した開発行為等により設置された道路の取扱い基準案について」に基づき、昭和57年7月16日付け建設省経民発第30号、同33号に定める取扱いに係わらず開発行為により設置される道路をやむを得ず私道とすることができる場合の取扱基準として定めたものである。

第2 (定義)

この取扱い基準による用語は、都市計画法に規定する用語のほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「定期借地権」とは、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権をいう。
- (2) 「私道」とは、都市計画法第32条の規定による公共施設等の同意及び協議において、新設される道路のうちその用に供する土地の帰属・管理が国縣市町以外となる場合の道路をいう。

第3 (適用基準)

この基準は、次の各号に該当する開発行為について適用する。

- (1) 当該開発行為は、定期借地権を活用した開発行為でありかつ新設道路(既存道路の拡幅は除く。)について開発許可申請者から私道として取り扱うよう要望があるもの。
- (2) 当該開発区域の面積は、3,000平方メートル未満であること。
- (3) 当該開発許可に係る予定建築物の用途及び規模は、第1種又は第2種低層住居専用地域に建築できるものであること。

第4 (私道等設置基準)

私道とすることができる道路は、次の各号に該当する道路とする。

- (1) 当該道路は、都市計画法第33条に規定する技術基準に基づき築造されるものであること。
- (2) 当該道路は、沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じないものであって、かつ当該開発区域外の土地における建築物の建築等に利用されるおそれがない形状・形態のものであること。
- (3) 当該道路に設置される排水・水道・ガス施設等は、当該開発区域のみを対象として設置されるものであること。

5 藤沢市開発登録簿閲覧規則

昭和45年6月24日
(藤沢市)規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿の閲覧等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開発登録簿閲覧所の設置)

第2条 開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、開発行為の許可事務主管課及び建築確認事務主管課内に置く。

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における閲覧時間は、藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)に規定する市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時までとする。

2 市長は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の整理等のため必要があると認めるときは、前項の市の休日以外の日を登録簿を閲覧に供しない日とし、又は同項の閲覧時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧等の手続)

第4条 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を請求しようとする者は、別に定める開発登録簿閲覧等申請書に必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(証明書自動交付機による閲覧等)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、証明書自動交付機を操作させる方法により、閲覧及び写しの交付の手続をさせることができる。

(閲覧上の注意)

第6条 第4条の規定により閲覧の承認を受けた者及び前条の規定により閲覧及び写しの交付の手続をしようとする者は、担当職員の指示に従い、登録簿を閲覧しなければならない。

(閲覧の停止等)

第7条 市長は、次の各号に掲げる一つに該当する者の閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は写しの交付の請求を拒否することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

附則(略)

6 藤沢市手数料条例（抜粋）

平成12年3月30日
（藤沢市）条例第48号

（手数料の額等）

第2条 次の各号に掲げる事務の手数は、当該各号に定める額とする。

（3）別表第3に掲げる開発行為等に関する事務の手数は、同表に定める額

別表第3（第2条関係）

開発行為等に関する事務の手数

1 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この表において「法」という。）による事務の手数
（別表第3 略）

開発行為許可申請手数料 H9年4月1日～

開発行為	自己用		自己用以外
	居住用	非住宅	
0.1ha 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1ha 以上、0.3ha 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3ha 以上、0.6ha 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6ha 以上、1.0ha 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1.0ha 以上、3.0ha 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3.0ha 以上、6.0ha 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6.0ha 以上、10.0ha 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10.0ha 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円
法45条（特定承継）	1ha 未満	1,700 円	1,700 円
	1ha 以上		2,700 円
設計変更	手数料×10分の1 円		
編入及び設計変更	合算額の上限 870,000 円		
その他変更	10,000 円		

建築等許可申請手数料 H9年4月1日～

0.1ha 未満	6,900 円
0.1ha 以上、0.3ha 未満	18,000 円
0.3ha 以上、0.6ha 未満	39,000 円
0.6ha 以上、1.0ha 未満	69,000 円
1.0ha 以上	97,000 円
42条建築許可	26,000 円

開発登録簿の写しの交付手数料

1 枚	470 円
-----	-------

7 開発許可等の標準処理期間

(藤沢市)

標準処理期間は、行政手続法第6条に規定されており、「行政庁」は、処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、藤沢市行政手続条例第5条の規定により、法第29条、第42条及び第43条等の許可権者である藤沢市長は、各標準的な期間を定めることとなります。

標準処理期間とは、申請が受理されてから処分されるまでの通常要する標準的な期間で、次のとおりとする。

行政処分名	都市計画法根拠条文	標準処理期間 (日数)
開発行為の許可	第29条 (5ha未満)	45
	(5ha以上)	60
開発行為の変更許可	第35条の2第1項	30
制限解除の承認	第37条	14
定められた建ぺい率等の制限を超えたる建築物の許可	第41条第2項	21
予定建築物等以外の建築等の許可	第42条第1項	21
市街化調整区域内における建築行為等の許可	第43条第1項	45
許可に基づく地位の継承の承認	第45条	14

(注)

上記の期間には、次の期間は含まない。

- (1) 申請書の不備等の理由により申請を補正するために必要とする日数（申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）
- (2) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- (3) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間
- (4) 神奈川県開発審査会へ付議するために必要とする日数

8 都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項に基づく国の機関等との協議に係る取扱指針

(藤沢市) (2018年11月1日一部改正)

- 1 都市計画法（以下「法」という。）第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第3項に基づく国の機関等との協議に係る取扱いについては、関係法令等に定めるところによるほか、この指針によるものとする。
- 2 法第34条の2第1項の規定による協議及び法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議について
 - (1) 協議の申出
 - ア 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為協議申出書（様式10）、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為変更協議申出書（様式11）の提出を求めるものとする。
 - イ 各申出書及び(2)の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。
 - (2) 添付書類
 - (1)の開発行為協議申出書には、法第30条第2項及び都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（神奈川県）（以下「細則」という。）第6条に規定する図書を、開発行為変更協議申出書には当該図書のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものの添付を求めるものとする。
 - (3) 協議内容
 - ア 協議は、法第33条及び第34条の基準にかんがみて行うものとする。
 - イ 法第34条第14号に該当する開発行為に関しては、神奈川県開発審査会の議を経るものとする。
 - (4) 協議の成立
 - 協議内容が適当と認められたときは、申出者に対して開発行為同意書（様式12）又は開発行為変更同意書（様式13）を交付するものとする。
- 3 法第43条第3項の規定による協議について
 - (1) 協議の申出
 - ア 協議をしようとする者から、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（様式14）の提出を求めるものとする。
 - イ 申出書及び(2)の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。
 - (2) 添付書類
 - (1)の協議申出書には、細則第15条に規定する図書の添付を求めるものとする。
 - (3) 協議内容
 - ア 協議は、都市計画法施行令（以下「政令」という。）第36条の基準にかんがみて行うものとする。
 - イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築行為に関しては、神奈川県開発審査会の議を経るものとする。
 - (4) 協議の成立
 - 協議内容が適当と認められたときは、申出者に対して建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意書（様式15）を交付するものとする。
- 4 協議成立後の取扱い
 - 2又は3の協議成立後の各手続においては、必要に応じ、細則の規定を準用するものとする。

5 その他

2及び3の協議に関し、この取扱指針に定めのない事項については、市長が申出者と協議の上、決定するものとする。

(様式10)

開発行為協議申出書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の協議を申し出ます。

年 月 日

藤沢市長

様

協議申出者 住 所
氏 名
電話番号 印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 法第34条の該当号及び該当する理由	
	8 その他必要な事項	
※ 受付の年月日及び番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないでください。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
 - 「その他必要な事項」の欄には、農地法その他の法令による許可、許可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。

(様式 11)

開発行為変更協議申出書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の変更の協議を申し出ます。

年 月 日

藤沢市長

様

協議申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発行為の同意年月日及び番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 受付の年月日及び番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないでください。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
 - 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、許可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
 - 「開発行為の変更の概要（その他必要な事項を除く。）」の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

(様式 12)

開発行為同意書

指令開業第 一 号
年 (令和 年) 月 日

〇〇 様

藤沢市長
〇〇 印

年 月 日付け (第〇〇号) で申出のあった次の開発行為については、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第34条の2第1項に基づき、次の (条件及び制限) を付して同意します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
藤沢市
- 2 開発区域の面積
平方メートル

(条件及び制限)

(様式 13)

開発行為変更同意書

指令開業第 一 号
年 (令和 年) 月 日

〇〇 様

藤沢市長
〇〇 印

年 月 日付け (第〇〇号) で申出のあった次の開発行為については、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項に基づき、次の (条件及び制限) を付して同意します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
藤沢市
- 2 開発区域の面積
平方メートル

(条件及び制限)

(様式 14)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設協議申出書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、(建築物、第一種特定工作物) の(新築、改築、用途の変更、
新設) の協議を申し出ます。

年 月 日

藤沢市長

様

協議申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設をしようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件	
※ 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記入してください。

(様式 15)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設協議同意書

指令開業第 一 号
年 (令和 年) 月 日

〇〇 様

藤沢市長
〇〇 印

年 月 日付け (第 号) で申出のあった次の (建築物、第一種特定工作物) の (新築、改築、用途の変更、新設) については、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第43条第3項に基づき、次の (条件及び制限) を付して同意します。

- 1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在地

藤沢市

- 2 1 の敷地面積
平方メートル

(条件及び制限)
